

保稅ハンドブック（改訂7版）正誤表（解説文の一部訂正）

頁	正	誤
137	<p>(4) 帳簿の保存期間</p> <p>帳簿は、記載すべき事項が生じた日から起算して2年を経過する日までの間（その間に当該帳簿について保稅業務検査を受けた場合にあつては、当該保稅業務検査を受けた日までの間）（法第50条第1項に規定する承認を受けた者にあつては1年を経過する日までの間）保存しなければなりません。</p>	<p>(4) 帳簿の保存期間</p> <p>帳簿は、記載すべき事項が生じた日から起算して2年を経過する日までの間（その間に当該帳簿について保稅業務検査を受けた場合にあつては、当該保稅業務検査を受けた日までの間）（法第51条第1項に規定する承認を受けた者にあつては5年を経過する日までの間）保存しなければなりません。</p>